

改正

令和2年3月31日規則第3号

大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第7号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、水道企業に関して優れた識見を有する者のうちから、企業長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により新たに委員となった者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 委員会又は次条に規定する部会に、特定の分野に関する審議のため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、特定の分野に関し優れた識見を有する者のうちから、企業長が任命する。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名した委員及び専門委員で構成する。

- 3 部会に部会長を置き、部会を構成する者の中から委員長が指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

(報酬)

第7条 条例第3条第1項の規定に基づき定める委員及び専門委員の報酬の額は、日額10,400円とする。

(費用弁償)

第8条 委員及び専門委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により同規程第25条第2号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営管理部経営企画課において行う。

一部改正〔令和2年規則3号〕

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において現に企業長から委員会の委員に任命されている者は、この規則の施行の日において第2条第2項の規定により委員会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年6月30日までとする。

附 則（令和2年3月31日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。